

◎新潟県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市船見公共下水道

3 事業施行期間

昭和27年12月1日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成24年新潟県告示第1371号の事業地から中央区一番堀通町、川端町5丁目及び柳島町3丁目地内並びに緑町から礎町通5ノ町まで、柳島町3丁目から本間町2丁目まで、山田町2丁目から山田町1丁目まで、山田町1丁目から柳島町3丁目まで及び一番堀通町から新島町通4ノ町までの区間内を削る。